

<産経新聞>ネット掲載記事

贈収賄を首謀 前伊東市長に実刑判決 東京地裁 2019.3.18 12:04社会裁判

静岡県伊東市のホテル跡地売買をめぐる贈収賄事件で、土地購入の便宜を図った見返りに賄賂を受け取ったとして収賄罪に問われた前市長、佃弘巳(ひろみ)被告(72)の判決公判が18日、東京地裁で開かれた。永渕健一裁判長は「贈収賄を首謀した」として懲役2年、追徴金1300万円(求刑懲役3年6月、追徴金1300万円)を言い渡した。

永渕裁判長は、佃被告が賄賂の金額や受け取り方などを計画したと指摘。「他者に積極的に働きかけ、自身に逆らえない本来無関係の仲介業者まで巻き込むなど、手口は巧妙で刑事責任は相当に重い」とし、「地方行政の信頼を大きく失墜させた」と述べた。

判決によると、佃被告は現職だった平成27年8月~9月、建設会社「東和開発」が所有するホテル跡地を市が購入した取引に関し、謝礼として同社の元社長(48)=贈賄罪で有罪確定=から直接300万円を、不動産業の元経営者(50)=収賄帮助罪で有罪確定=を介して1000万円をそれぞれ受け取った。

<朝日デジタル>ネット掲載記事

前伊東市長に懲役2年の実刑 土地取引めぐる収賄事件 阿部峻介 2019年3月18日11時58分

静岡県伊東市の土地取引をめぐって1300万円の賄賂を受け取ったとして、収賄罪に問われた前市長・佃弘巳被告(72)に対し、東京地裁は18日、懲役2年追徴金1300万円(求刑・懲役3年6ヶ月、追徴金1300万円)の判決を言い渡した。永渕健一裁判長は「市長の地位を私利私欲のために悪用した」と述べた。

判決によると、佃被告は現職だった2015年8~9月、地元の土木建築会社が所有するリゾートホテル跡地を市が購入した見返りに、同社元役員(48)=贈賄罪で有罪確定=から3回にわたり、計1300万円の賄賂を受け取った。弁護側は、会社員の男性(50)=収賄帮助(ほうじょ)の罪で有罪確定=が受け渡しを仲介した1千万円については「男性から貸付金を返してもらった」と賄賂性を否定していたが、判決は「返済金を装って賄賂を迂回(うかい)させた」と退けた。